

日本私立大学連盟

「私立大学ガバナンス・コード」【第 1.1 版】

2022 年度（令和 4 年度）

遵守状況（取組状況）点検結果

学校法人追手門学院

2023 年 7 月 3 日

2023年7月3日

〔第1.1版で点検〕

## 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

### 概要

#### 1. 法人名等

法人名	学校法人追手門学院
法人代表者	理事長 田口 順一
担当部署	法人事務局 総務部 総務課
お問合せ先	072-665-5846

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1 - 1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2 - 1	「遵守」
		2 - 2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3 - 1	「遵守」
		3 - 2	「遵守」
		3 - 3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4 - 1	「遵守」
		4 - 2	「遵守」

「遵守」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成  
↓ 会議附議  
○理事会：遵守状況の確認・了承  
(学内での) 報告  
↓  
○評議員会、監事  
↓ HP上で実施状況の点検結果を公表  
↓ 報告  
○ステークホルダー  
○私大連

## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

#### 遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

## 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

### 遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

### 遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。</p> <p><a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a></p>

#### 遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。</p> <p><a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a></p>

#### 遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保の部分について、2022年度時点では役職者の選任過程や報酬の決定方法及び報酬等について明確に開示するところまで至っていなかったが、透明性を確保するための役職者の選考プロセスの見直しを行った。2023年以降は2022年度中に理事・監事、評議員について選考プロセスの明確化を図ったことを踏まえ、役職者の選解任過程や報酬の決定方法及び報酬等の開示に向けた検討を進めていく。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

## 基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

### 遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

### 遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 <a href="https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html">https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html</a>

## 2. 追加事項

特になし。

2022年度（令和4年度）「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」【第1.1版】  
 遵守状況（取組状況）の点検結果について

法人事務局  
 総務部 総務課

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	基本原則「1. 自律性の確保」 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	
遵守	遵守原則 1 - 1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	
	○重点事項 1 - 1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	
	<b>実施項目 1 - 1</b>	
	1-1 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	中期経営戦略の策定においては、経営戦略推進本部会議にて方針を決定している。第IV期中期経営戦略は教学・人事・施設・財務等に関するドメインとCSFを設定している。CSFはA学院の経営戦略に特化したCSF群、B認証評価が定める10の点検評価を踏まえたCSF群、C学院の経営戦略と「認証評価」共通のCSF群の3つの群に分けられている。教学関連のCSF群については、学長を中心とし、副学長、学部長、研究科長に意見聴取を行い学長室にて取り纏め、経営戦略に関するCSF群は経営戦略推進本部会議にて、理事長、常務理事に意見聴取を行い、理事長室にて取り纏めを行っている。
	1-1 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	中期経営戦略の策定に際し、直前の中期経営戦略の進捗を踏まえて作成しているほか、学院の経営計画である長期計画2030、学院の目指すべき方向性を明確にした長期構想2040との関連付けを行い策定している。
	1-1 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	中期経営戦略における戦略ドメインにて、教学面に関する事項として「教育領域」「研究社会領域」、人事に関する事項として「組織・環境領域」、施設及び財政に関する事項として「組織・環境領域」「財政領域」を定めており、それぞれについて、さらに個別具体的な事業計画を策定している。
	1-1④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	中期経営戦略における戦略ドメインにて、「組織・環境」に関する領域を掲げている。組織・環境領域の事業計画の一環として、「組織の持続的成長を支える組織設計」「成果を最大化させる人事トータルシステムの構築」が策定されており、この事業計画には政策を策定、管理する人材の育成や登用も対象となっている。
	1-1 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	長期計画2030、中期経営戦略の策定については学内で十分に議論・精査を行った上で、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会にて決定している。また、中期経営戦略を策定する経営戦略推進本部会議、常任理事会には監事、内部監査室が同席する体制を整えている。
	1-1⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	長期計画2030の策定時には学院の財政シミュレーションを行い、具体的な資金計画を作成している。また2022年度からの第IV期中期経営戦略(2022～2027)では、より精緻な財政シミュレーションを作成した上で、経営戦略の策定を行うなど、中長期計画と財政の関連付けを行っている。
	1-1 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	中期経営戦略では、KGI（3年または6年後の目標）を達成するために、個別具体的な事業計画を各学校園や各部署において策定している。併せて単年度ごとのKPIも設定している。
	1-1⑧ 中期計画等に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。	中長期計画に係る策定は経営戦略推進本部会議で行い、執行の管理については、各局長とりまとめの上、全学自己点検・評価委員会、経営戦略推進本部会議等で行っている。
	1-1⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	中長期計画の策定フローは、経営戦略推進本部会議での承認後、常任理事会にて審議され、評議員会にて意見を聞いた後に理事会の審議を経て、最終決定がなされている。
	1-1⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。	中期経営戦略では測定可能な指標として、定量的な最終目標であるKGIを定め、事業計画書や事業報告書にて公表している。また各年度では経営戦略推進本部会議、全学自己点検・評価委員会等にてデータやエビデンスに基づいてチェックを行い、進捗管理を行っている。
	1-1⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	第IV期中期経営戦略では各学校園長、管理職等を対象に説明会を開催したうえで、全教職員を対象としたオンデマンド配信による説明会を実施。進捗管理方法については、管理者を対象としPDCA体制の説明を実施したうえで、全教職員に対しても、学内向けポータルサイトを通じて説明資料を展開することで、更なる理解の深化を図った。
	1-1 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	第IV期中期経営戦略では、外部環境や内部環境の変化等により、計画変更が生じた場合の体制構築として、PDCA体制を構築しており、年3回の進捗管理と年に1回の総括評価にて事業計画の軌道修正等に対応できるようにしている。
	1-1⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	中期経営戦略に基づく各年度の事業計画の進捗状況と実施結果について事業報告書に掲載して法人内外に公表している。

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	基本原則「2. 公共性の確保」 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	
遵守	遵守原則 2 - 1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	
	○重点事項 2 - 1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	
	<b>実施項目 2 - 1</b>	
2-1 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	中期経営戦略では学院全体のグランドビジョンを定め、それに基づいた形で各学校ごとにビジョンを策定している。学院全体と大学においてもそれぞれビジョンとKGIを定め、それらを達成するために法人、大学、学部・学科、研究科等は各年度ごとの事業計画を策定している。	
2-1② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	中期経営戦略においては学院のホームページにパンフレットを掲載し、公開している。さらに各年度の事業計画書、事業報告書については大学のホームページにも掲載しており、積極的な発信、共有を行っている。また、次期第IV期中期経営戦略の策定においては、学内の教職員にはオンデマンドによる全体研修会で指針の共有化を図り、また、中期経営戦略、事業計画書、事業報告書は学内ポータルサイトで掲載し、常時間閲覧可能にするなど、共有を図っている。	
2-1 学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	各年度ごとの予算編成方針においては、法人、教学、学部、研究科等それぞれに予算シーリングを設定し、明示している。また、別枠として中期経営戦略用の予算枠を設置するなど、弾力的な運用を行っている。	
2-1 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	学位授与の方針の実質化を図るため、カリキュラム・アセスメント・チェックリストおよびチェックリストに基づく自己評価報告書を作成し、本学の教育活動について、教育の質向上の観点も含め、継続的に見直し・改善を行う仕組みを構築している。	
2-1 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	学長を議長とし、全学部長を構成員とする入試委員会を組織し、委員会の決定に基づき、入学者受入れ方針に沿った入試の実施、および受け入れ方針に沿った配点配分で、入学者の選抜を実施します。	
2-1 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテュショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	内部質保証推進委員会において、自己点検評価結果やIR情報を活用し、3つのポリシーの点検・評価・改善活動を実施する体制を整備している。	
2-1 リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	中期経営戦略において、地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能の確立を図るため、大学院、大学、附属施設と連携した社会人向け高度人材育成プログラムを展開している。	
2-1⑥ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする	<p>【受入留学生の選抜方法】 留学生を対象とした入試制度として、パートナー校選抜入試を設置。CEFR B2以上の英語力かつ日本語能力N3以上の実力を持った優秀な留学生を非漢字圏より積極採用する制度を展開。</p> <p>【日本語教育プログラム及び国際交流】 留学生向け日本語授業を正課で開講。また、日本文化・経済等を英語で学ぶ正課科目を通して日本人学生との交流を実施。主に英語を使用してコミュニケーションスキルの向上をするための施設内で留学生がボランティア・アルバイトとして日本人学生の会話パートナー等を行い、言語学習による交流も実施。</p> <p>【派遣留学生への対応】 派遣留学志望者に対し、TOEIC対策やTOEFL対策講座を提供。派遣留学内定者の渡航中の学修効果の向上を狙い、上述の科目や施設の積極履修・積極活用を指導。</p> <p>【受入留学生の教育環境整備】 パートナー校選抜入試で入学する学生を主対象とした日本語能力試験対策講座を無償で提供しているほか、レポートの書き方などの指導を行うライティングヘルプデスクの活用を留学生に指導し、日本語で提供される科目での学修を支援。</p>	

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	<b>遵守原則 2 - 2</b> 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	
	<b>○重点事項 2 - 2</b> 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	
	<b>実施項目 2 - 2</b>	
	2-2 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	研究成果の発信による社会貢献、地域連携を通じた地域発展、共同研究や知的財産活用 等の方針を盛り込んだ「産学官連携ポリシー」を策定し、このポリシーに基づいた取り組みを行っている。
	2-2 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	企業、他大学・研究機関、行政機関との連携や交流を通して人材育成とイノベーション創出への参画を図り、もって本学学生の成長と本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与することを目的とした、産学官連携推進本部を置いている。
	2-2 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	組織的に社会連携・地域貢献等の一環としてボランティア活動を展開するために「追手門学院大学ボランティア活動の取扱いに関する規程」を整備し、体制を整備している。
	2-2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット「公開講座フェスタ2022」において、公開講座を実施した。また、地域創造学部の「地域創造実践演習」という講義において、地域の課題解決に向けたプログラムを展開している。
	2-2 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	学生の自主的なエコボランティア活動を契機としたガンバ大阪とのパートナーシップ協定や、追大キャンドルナイトなど、学内の自主的な取り組みを、全学的な取り組みとして展開している。
	2-2⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	2か月に1度、茨木市役所との会議、茨木商工会議所との会議を実施し、自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努めている。
遵守	<b>基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」</b> 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	
遵守	<b>遵守原則 3 - 1</b> 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	
	<b>○重点事項 3 - 1</b> 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	
	<b>実施項目 3 - 1</b>	
	3-1 「監事監査ガイドライン（私大連監事会議）」を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	ガイドラインを参考に、毎年5月に監査部門監査計画及び監査報告書を策定している。また、監事監査の基準として、「学校法人追手門学院監事監査規程」を定めている。
	3-1 監事が作成する監事監査計画、監事監査調査書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	ガイドラインを参考に、年度監事監査調査書を策定。また、監事監査ヒアリングの際にチェックリストを参照し、独自の視点で監事監査の実効性を高めている。
	3-1 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	本学では、現在監事を3名置いており、うち1名が常勤となっている。また、内部監査室を設置し、監事監査機能の強化や支援を行う体制を整備している。
	3-1④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	学校法人追手門学院監事監査規程において、理事会、常任理事会、評議員会への監事の出席について定めており、積極的に意見を陳述する仕組みを構築している。また、経営に関する重要な会議である「経営戦略推進本部会議」へも出席し、意見を述べることができる仕組みを構築している。
	3-1⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	監査時には必要な書類の収集について該当部署に請求するとともに監査時にデータ及び紙媒体での資料提供を実施。監事監査に不可欠な情報収集として理事会、常任理事会があるが総務課が事前に資料説明等の情報提供を丁寧に行っている。
	3-1 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	年間10回程度監事間及び学院内情報共有の場として監事会を実施し連携を図っている。
	3-1⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	会計監査人（監査法人）の選任にあたっては、選任に係るコンペを実施する際に、常勤監事のレビューも聴取し、選任においてはそれらを踏まえて選任している。
	3-1 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	三様監査を図るため、監査協議会を年4回実施している。また、加えて監事、監査法人、内部監査室にて年4回三様監査意見交換会を実施している。
	3-1 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	文部科学省の監事研修を提供。常勤監事については前述に加え、日本監査役協会、大学監査協会の研修を都度案内している。
	3-1⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。	寄附行為第13条及び学校法人追手門学院監事選任規則において監事選任基準の明確化を図っている。
	3-1⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	寄附行為にて、監事を含めた役員の任期を3年とし、選任時期について留意している。

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	<b>遵守原則 3 - 2</b> 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	
遵守	<b>〇重点事項 3 - 2</b> 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	
<b>実施項目 3 - 2</b>		
3-2① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	追手門学院倫理憲章の制定やコンプライアンスの手引きを作成することで法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定めている。規程集のWeb閲覧化や関係法令の改正等の情報は学内ポータルサイト内の電子掲示板及び電子回覧により役職者へ回覧し、必要に応じてその情報は役職者以下の職員にも情報共有がなされる仕組みを整備している。	
3-2 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	役職者の選解任過程等に関する透明性の確保の部分について、2022年度時点では役職者の選任過程や報酬の決定方法及び報酬等について明確に開示するところまで至っていなかったが、透明性を確保するための役職者の選考プロセスの見直しを行った。2023年以降は2022年度中に理事・監事、評議員について選考プロセスの明確化を図ったことを踏まえ、役職者の選解任過程や報酬の決定方法及び報酬等の開示に向けた検討を進めていく。	
3-2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	リスクやコンプライアンス担当である総務課において、日常的な法令遵守（規程、契約、稟議の確認）がなされているかを確認する体制を整備するとともに、常勤監事や内部監査室職員が経営、教学を問わず重要な会議すべてに出席することで、法令等遵守体制への影響等を常にチェックする体制を整備している。この過程の中で、疑義があった場合は、理事会において監事より「監事意見書」等の形式で報告されている。	
3-2④ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	追手門学院リスク管理・危機対応方針を整備し、リスク管理委員会等において、リスク分析を経た議論を行う体制を整えている。	
3-2⑤ 理事等が、情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	追手門学院リスク管理・危機対応規程を整備し、リスク管理委員会を置くことで、学院全体のリスク管理と危機対応に関する総合的な体制の整備や緊急時には、必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発活動を行う体制を整備している。	
3-2⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	学校法人追手門学院職務権限規程等を整備し、各職位の権限と責任並びに指揮命令系統を明確にしている。	
3-2 職務を特定の者に一身専断的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	学校法人追手門学院職務権限規程等を整備し、各職位の権限と責任並びに指揮命令系統を明確にしている。	
3-2 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）を設置するなど、内部チェック機能を高める。	本学では内部監査室を設置し、理事長直下の組織として業務監査、会計監査等の内部監査を実施している。	
3-2 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	内部監査規程及び教学監査基準を整備し、内部統制体制を確立している。	
3-2 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	三様監査を図るため、監査協議会を年4回実施している。また、加えて監事、監査法人、内部監査室にて年4回三様監査意見交換会を実施している。	
3-2④ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	・監査法人と財務担当理事とのディスカッションを年1回実施 ・監査協議会を年4回実施	
3-2④ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	顧問弁護士との契約を締結し、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされる体制を整備している。	
3-2④ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考に）、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	改正公益通報者保護法に基づき、学校法人追手門学院公益通報者保護規程を整備し、同規程により設置された委員会において、公益通報に関する調査、是正措置、再発防止策等への対応を行っている。	
3-2④ 個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	「学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規程」を整備することで、学院が保有する個人情報の取扱に関する基本事項を定めている。また、個人情報保護に関する体制として「追手門学院個人情報保護委員会」を設置している。	

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
<b>遵守</b>	<b>遵守原則 3 - 3</b> 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	
	<b>重点事項 3 - 3 - 1</b> 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	
<b>実施項目 3 - 3 - 1</b>		
3-3-1 ① どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	学校法人追手門学院情報公開規程を整備しており、この定めに沿って情報公開の内容や対象を決め、公表している。	
3-3-1② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	法令等に定められる公表事項については、法令の定めに沿って情報を収集・作成し、公表を行っている。学校法人追手門学院情報公開規程に基づき公正かつ透明性の高い運営を行っており、広報課においては、迅速かつ網羅的に情報を収集する体制を整備している。	
3-3-1 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	法令に定められた財務書類等（予算書類、決算書類、事業計画・報告書）について、あらかじめ評議員会において意見を聞いた後、理事会にて承認されたのちにホームページ上で公開している。	
3-3-1 中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	中期経営戦略に基づく事業計画を策定し、事業計画書としてホームページ上で公開している。また、進捗状況としては事業報告書に中期経営戦略と事業計画の進捗を掲載し、ホームページ上で公開している。	
3-3-1⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	大学基準協会による認証評価の結果、文部科学省による設置計画履行状況等調査結果を大学HPに掲載し、広く外部に対して公開している。	
3-3-1 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	学院の100%出資会社である株式会社オーティエムの事業内容については決算書の貸借対照表の注記に掲載し、ホームページ上で公開している。また、同出資会社の決算報告は事業報告書に掲載し、同様にホームページ上で公開している。	
3-3-1 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	監事及び内部監査室部長により執筆された監査部門監査報告書を事業報告書に掲載し、ホームページ上で公開している。	
3-3-1⑥ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	大学のホームページでは、公表した情報に関して、提案、意見等の問い合わせ窓口を設置している。また、情報公開規程において、必要に応じて情報公開に努めるよう規定し、体制を整備している。	
<b>重点事項 3 - 3 - 2</b> 会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。		
<b>実施項目 3 - 3 - 2</b>		
3-3-2① 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	学校教育法施行規則第172条の2の情報公開の定めに基づいて、情報公開ページに情報を開示し包括性と体系性、一貫性を担保している。また、項目別（大学紹介、学部学科、学生生活やステークホルダー別）にページを設けてユーザー側も体系的に閲覧できるよう工夫している。更新は、毎年年度初めに最新情報にアップデートし、常に最新情報にするなど、継続的かつ更新性に留意している。	
3-3-2 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	外部機関が行う大学ホームページのユーザビリティ調査（主にスマホ）を毎年実施し、調査結果をもとにページの改修・改善を図り、アクセシビリティとユーザビリティの向上に努めている。	
3-3-2③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	事業報告書に掲載している財務状況については過去5か年の経年比較を載せるなど、過去からの推移が分かるように理解容易性、明瞭性に留意している。また、重要性という観点では、学院の経営状況の詳細を「財務の概要」としてホームページ上に公開しており、情報の受け手が理解しやすいようにグラフや図表を活用している。	
3-3-2④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	事業報告書にて資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の経年比較を掲載しており、収支の均衡状況や資産と負債の状況を公開している。さらに補足資料として「財務の概要」をホームページ上で公開し、グラフや図表を用いて、分かりやすい公表を心掛けている。将来必要な事業の積立状況については、計算書類の基本金明細表における第2号基本金の組入れに係る計画表にて記載している。	
3-3-2 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高くなった場合には、リスク管理委員会で必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発を主とした情報公開を行うよう備えているが、現時点ではそのような事象はない。	
3-3-2 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じて経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	事業報告書にて、長期構想2040や長期計画2030、中期経営戦略との関連を記載している。また、事業報告書の「総括」においては課題や成果を記載しているほか、各部局の事業計画の達成の積み重ねが中期経営戦略のKGIを達成することから、事業報告書にはKGIの進捗を記載し、明確化、共有化を図っている。また、評議員会では各学校園の長が経営の重要項目である入試状況等の報告を行っている。	
3-3-2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	大学ホームページ上では大学特有の用語に関しては可能な限り使用しない、もしくは注釈が記載されている。	

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	基本原則「4. 継続性の確保」 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	
遵守	遵守原則 4 - 1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	
	○重点事項 4 - 1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	
	<b>実施項目 4 - 1</b>	
4-1① 政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。	学校法人追手門学院職務権限規程において、責任者の権限と責任の明確化を図っている。	
4-1② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為や追手門学院大学学長選考規程において、選任、解任に係る手続き等の明確化を図っている。	
4-1③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	学校法人追手門学院職務権限規程において、政策を執行する責任者の権限と責任の明確化を図っている。	
4-1④ 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	寄附行為において、重要な事項については予め評議員会の意見を聞くことを規定している。監事については、監事監査規程を制定し、法人及び理事への牽制が働く仕組みを構築している。	
4-1⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	理事会等においては、特別な利害関係を有する者については、議事・議決には参加しないようにし、その旨を議事録に記録している。監事は経営面、教学面を問わず重要な会議すべてに出席することで、モニタリングに必要な正しい情報を得る機会を得ている。また、監査協議会を定期的に開催し、理事長、内部監査室、監査法人間で意見交換を行うことで、適切な意思疎通を図れる体制を整備している。 なお、理事会における審議事項については、理事会にて審議されるまでの議論の過程をまとめて理事会参考資料とすることで、下位会議体における論点の共有を行うことのできる体制を整備している。	
4-1 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	法人組織である「常任理事会」と教学組織である「大学教育研究評議会」、学校法人の業務を決定する組織として「理事会」をそれぞれ規程等で役割・権限・責任を明確化している。 また、学校法人追手門学院職務権限規程において、各職位における役割・権限・責任を明確化している。	
4-1⑦ 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	中期経営戦略に基づく事業計画については、年に3回の進捗確認体制を構築しており、政策を策定、管理する責任者が各部署の進捗を確認できるよう、各部署より提出された達成状況が記載されたデータを共有フォルダや学内ポータルサイトに格納、掲載し、常時間閲覧可能な仕組みを構築している。	
4-1 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	学内ポータルサイト内の電子回覧板や掲示板を用いて、理事会における決議内容を全職員に周知する仕組みを整備している。	
4-1 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為施行細則や学校法人追手門学院常任理事会規程において議決事項を明確に定めている。	
4-1⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	理事会・評議員会ともに、会議10日前に資料をWeb上で事前配信し、会議において活発な意見交換がなされる仕組みを構築している。	
4-1⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	学校法人追手門学院寄附行為において評議員の定数を20-30と定め、実数24名としており、理事定数9名の2倍以上の人数を設定している。	
4-1⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者（以下、「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。	理事は理事9名のうち3名が学外理事、評議員は23名のうち9名が学外評議員となっており、学内外比率のバランスを踏まえた登用を行っている。	
4-1⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	追手門学院ハラスメント防止規程において、全ての構成員の人権を尊重することを謳い、第IV期中期経営戦略において、「多様なワークスタイルを支援する働きがいのある職場環境の実現」を標榜している。	
4-1 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	学校法人追手門学院寄附行為において評議員会における諮問事項を明確化し、外部からの意見聴取を行うことのできる仕組みを整備している。 また、理事会、評議員会においては、Webで資料を10日前に事前配信し、会議において活発な意見交換がなされる仕組みを構築している。	
4-1 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	加盟している私学団体が主催する各種研修を理事等に案内し、参加を促すことで機会提供を行っている。また、内部監査室主催のガバナンス等に関する研修に関する案内を理事等にも行っている。	

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の実施状況
遵守	<b>遵守原則 4 - 2</b> 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	
	<b>○重点事項 4 - 2 - 1</b> 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	
	<b>実施項目 4 - 2 - 1</b>	
	4-2-1① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	周年募金期間が終了したので、改めて「総合募金」と位置づけ、大学からこども園までの教育支援募金として恒常的に寄付を受けられるような体制にした。
	4-2-1② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	恒常的な寄付業務の担当部署を、総務部校友課とし、管轄の会議を学院執行部による常任理事会とした。必要に応じて、大学教育研究評議会、初等中等教育評議会に諮り学院全体に周知する仕組みになっている。
	4-2-1 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	大学教育研究支援募金の中に「大学学部教育・研究指定募金」「課外活動サポート募金」「奨学支援募金」「スポーツ特別強化サポート募金」「ボランティア活動支援募金」と目的に応じて支援することができる体制を作っている。
	4-2-1④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	産学官連携推進本部に、本学のシーズと社会のニーズをマッチングさせ、イノベーションへの貢献を推進することを目的とした部門、創出された研究成果を適切に保護・管理し、社会での活用を促進することを目的とした部門等を整備している。補助金については、獲得に向けて職員向けの学内説明会を実施し理解向上を進め、会議体での報告を行う体制を整えている。
	4-2-1⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	全学的な研究活動を推進し、本学の研究機能の一層の高度化を図ることを目的とした、研究推進委員会を置いている。補助金に関して、申請業務を一部署が全てをとりまとめ円滑に運営する体制を整備している。
	4-2-1⑥ 社会・地域連携、産学官連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	企業、他大学・研究機関、行政機関との活発な連携や交流を通して人材育成とイノベーション創出への参画を図り、もって本学学生の成長と本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与することを目的とした、産学官連携推進本部を置いている。
	4-2-1⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	学校法人追手門学院資産運用規程及び学校法人追手門学院資産運用細則を制定し、リスクを考慮した資産の有効活用を行うための体制を整備している。また、定期的に常任理事会で報告を行うことで、資産の状況の確認をおこなっている。
	<b>○重点事項 4 - 2 - 2</b> 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	
	<b>実施項目 4 - 2 - 2</b>	
	4-2-2 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	追手門学院リスク管理・危機対応規程を整備し、危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備している。
	4-2-2② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	追手門学院リスク管理・危機対応ガイドラインを整備し、緊急時には、必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発活動を行う体制を整備している。
	4-2-2③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	追手門学院大学危機対応マニュアル等を整備し、周知している。
	4-2-2 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	追手門学院リスク管理・危機対応ガイドラインや追手門学院大学危機対応マニュアルに基づき対応する体制を整備している。
	4-2-2 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	アクセス権限の設定について、「追手門学院情報セキュリティガイドライン」に定めている。
	4-2-2⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	情報セキュリティ体制について、「追手門学院情報セキュリティインシデント対応体制細則」に定めており、必要に応じて見直しを実施している。
	4-2-2 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	追手門学院ハラスメント防止規程に基づき、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント相談員を常置することで、ハラスメント防止に必要な措置を講じている。